

政治資金監査に関するQ & Aの改定について

(趣旨)

資料4において、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正に関し、登録政治資金監査人が、作成した政治資金監査報告書に政治資金監査で確認した収支報告書の写しを添付することとして差し支えないものとされることに伴い、下記の政治資金監査に関するQ & Aも改定する。

VII 政治資金監査報告書

VII-7 収支報告書の写しの添付	
Q	政治資金監査報告書を作成するに当たっては、政治資金監査において確認した収支報告書の内容が明らかとなるように、その写しとともに冊子として綴じる等の措置を講じても差し支えないか。
A	<p>政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人が、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとしても差し支えありません。</p> <p>なお、当該収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして、閲覧又は写しの交付の対象となることとなります。</p>

【従来の回答】

A	<p>政治資金監査報告書の様式及び作成方法は、政治資金規正法施行規則及び政治資金監査マニュアルで規定されており、政治資金監査報告書に綴じ込まれた収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものには該当しません。</p> <p>したがって、お尋ねの措置を講じて提出されたとしても、当該綴じ込まれた収支報告書の写しは、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会において保存の対象とならず、閲覧又は写しの交付の対象にもなりません。</p>
---	--